

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	武蔵村山市緑化審議会（第3回）
開 催 日 時	平成27年 2月27日（金） 15時30分 ～17時00分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 宮林茂幸委員 山下博史委員 布田傑委員 田中博美委員 高橋勇治委員 吉田豊委員 欠席者： 瀬上和恵委員 網代準一委員
議 題	議題1 保存樹林等奨励金について 議題2 グリーンヘルパー制度進捗状況について
結 論	<p>議題1について： 保存樹林等奨励金について</p> <p>保存樹林等奨励金について緑化審議会委員にて審議、検討を行った結果、下記のとおり交付の対象および奨励金の額について。 また、保存樹林の公開に向けた緑化審議会としての意見について決定する。</p> <p style="text-align: center;">保 存 樹 林</p> <p>(1) 公開樹林地として、当該樹林地が公開樹林となる場合、保存樹木等の指定を受けた樹林、平地林（宅地介在山林であつて宅地並みに課税される土地をいう。）であり、かつ、所有者等において、10年間、その敷地内を市民が散策可能であり、公開出来るものであるときは、その所有者等の申請により当該樹林を公開樹林として指定することが出来る。</p> <p>(2) 公開樹林地として、当該樹林地が公開樹林となる場合、当該公開樹林に係る土地の各年度分の固定資産税及び都市計画税の合計額の全額免除を行う。</p> <p>現在、保存樹林地として指定を受ける樹林地の公開樹林に向けた、地権者に対する借用契約交渉については、現在の所有者の意向で、借用は出来ないとの結論のため、緑化審議会としての考え方としては、相続等の時期に次期所有者に対する借用交渉をしていく考えで結論付ける。</p>

（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）

- ④ 現行の条例規則の条文にない、項目として1、都市計画税及び固定資産税の滞納のない方。2、10年以上維持管理が出来る方
この2項目を、平成28年3月31日までの指定期間終了以降の平成28年4月1日付の条例施行規則の一部改正施行に向けた準備を行う。

(保存樹木・生け垣をなす樹木の集団 (保存生け垣) についても、上記記載の内容と同様に、一部改正施行を行う。)

生け垣をなす樹木の集団 (保存生け垣)

- ※ 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例第6条に規定する保存樹林等の指定基準の道路について

道路とは、 次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの

- (1) 公道
- (2) 私道のうち、起点及び終点が公道又は幅員が4m以上ある袋小路でない私道に接するもの。
- (3) 私道のうち、幅員4m以上でかつ延長が20m以上の袋小路のもの。

上記記載の内容 (道路の定義) について、平成28年3月31日までの指定期間終了以降の平成28年4月1日付の条例施行規則の一部改正施行に向けた準備を行う。(項目追加)

新規生け垣の設置、ブロック塀等撤去

- ① 新規で7m以上の生け垣を設置する方 (1回限り)
- ② 新規生け垣1mにつき3,000円を助成 (限度額21,000円)
- ③ 10年以上にわたり、維持管理が出来る方 (協定期間10年)
- ④ 生け垣を設置するに当たり、既存の塀を撤去する場合、1mにつき最大下表の助成額を撤去費用として交付する。

撤去する塀の種類

石積み塀 (裏込めコンクリートを含む、) コンクリートブロック塀
助成額 3,000円/m 限度額 90,000円

万年塀 空石積み塀 板塀
助成額 2,000円/m 限度額 60,000円

	<p>金網塀及び市長が特に塀と認めるもの 助成額 300円/m 限度額 90,000円</p> <p>現行の条例規則の条文にない、項目として、平成28年3月31日までの指定期間終了以降の平成28年4月1日付の条例施行規則の一部改正施行に向けた準備を行う。(項目追加)</p> <p>次回、平成27年第1回緑化審議会においても継続審議し、改正にともなう規定の整備についても改正案を緑化審議会へ提出し、審議を行っていくことで承認をいただく。</p> <p>議題2について</p> <p>武蔵村山市グリーンヘルパー制度進捗状況について</p> <p>平成26年度武蔵村山市グリーンヘルパー育成講座実施報告事項</p> <p>武蔵村山市グリーンヘルパー育成講座実施計画について</p> <p>今後の実施計画としては、平成27年度に2級講座実施。平成28年度に1級講座実施。平成29年度以降に3級講座を実施する予定で決定する。</p> <p>議題3 その他</p> <p>武蔵村山市グリーンヘルパー1級登録者(推薦書及び経歴書の審査)の推薦に係る審議を行った結果、グリーンヘルパー1級登録者として、推薦の承認を受ける。</p>
	<p style="text-align: right;">司 会 (堂垣道路公園課長)</p> <p>◇ 開 会 開会の挨拶</p> <p>◇ 挨 拶 (鈴田建設管理担当部長)</p> <p>議題1 保存樹林等奨励金について (説明者 叶野主任)</p> <p>事務局よりの資料説明は以下のとおり。</p> <p>まず、初めにお手元の資料の確認をお願いする。</p> <p>議題1 保存樹林等奨励金制度について御説明させていただきます。</p>

初めに、資料1-1 をご覧いただく。
資料番号1-1の2枚の資料については、第1回2回の審議、

検討を行った結果、緑化審議会として決定をした内容を記載している。

保存樹林に関しては、奨励金額 1平方メートルにつき、現行金額128円、もしくは、増額との1回目の決定から、第2回の審議会では、各近隣市の奨励金額を参考の上、審議をした結果、増額は厳しいが、所有者の維持経費は奨励金額だけでは、カバー出来ないことから、現状金額の維持との結論をいただいた。

また、現行の条例規則の条文にない、項目として、1つ目は、都市計画税及び固定資産税の滞納のない方。2つ目は、10年以上維持管理が出来る方。以上、2項目を、平成28年3月31日までの指定期間終了以降の平成28年度4月1日付の条例施行規則の一部改正施行に向けた準備を行う。

続いて、保存樹木については、保存樹林の奨励金額の結論と同様に、現行金額の1本あたり、4500円の現行金額の維持。

また、樹林同様に、税金の滞納、10年間の維持管理の制約項目が付け加える。

続いて、生け垣をなす樹木の集団（保存生け垣）については、指定基準の生け垣の長さが、現行は10mであるが、改正の際は、7mに変更すると決定した。

また、樹林、樹木と同様に奨励金額については、1mつき、150円の現行金額の維持。

また、樹林、樹木同様に、税金の滞納、10年間の維持管理の制約項目が付け加える。

次に、二枚目をご覧いただく。

また、条例施行規則での道路の定義として、記載のとおりの内容が、改正項目して付け加える。

続いて、生け垣設置をなす樹木の集団（保存生け垣）に新規に制度化する内容として、新規に生垣設置をした場合、7メートル以上のものを指定基準とし、1mにつき、3,000円を助成する。

協定期間は10年で、維持管理が出来ることが条件となる。

また、新規生垣を設置するにあたり、既存の塀を撤去する場合には、1mにつき、塀の種類により、撤去費用を助成する。詳細については、記載のとおりになる。

以上が第2回までの緑化審議会にて、審議、決定した保存樹林奨励金制度についての事項となる。

続いて、資料1-2をご覧ください。

こちらの資料については、第1回、第2回の緑化審議会にて委員の皆様から、樹林地を保護する目的で公開樹林に向けた契約交渉を提案されている当該樹林地についての奨励金支給額と所有者に係る課税額を記載している。

続いて、資料1-3 をご覧ください。

こちらの資料については、現在の武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例の保存樹木等の指定に係る第6条を記載している。

契約交渉を行った、奨励金を支給している樹林地が公開樹林地に指定がされた場合の条例の改正(案)について記載している。

続いて、資料1-4 をご覧ください。

こちらの資料についても、現在の武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱の奨励金の額第3条を記載している。

こちらについては、契約交渉の結果、公開樹林に指定をされた場合の交付要綱の改正(案)について、記載させていただいた。

資料1-4 資料1-5については、あくまで、樹林地所有者の公開樹林地の契約交渉が締結された場合にこのような、条例や要綱の一部改正がされる。

続いて、資料1-5 をご覧ください。

樹林所有者との、借用契約交渉の結果について、まとめさせていただいた。

記載のとおりではあるが、交渉は決裂してしまう結果となったが、これからの当該樹林地について、市の今後の対応について、緑化審議会としてのご意見をお伺いしたいと考えている。

続いて、参考資料をご覧ください。

こちらの資料については、近隣自治体で、保存樹林や公開樹林について、まとめさせていただいたものとなる。

以上が、議題1、保存樹林等奨励金制度についての資料説明になる。

委員の皆様には、今後の樹林地について、緑化審議会としての考えを御審議をいただきたい。

また、公開樹林に指定がされるようなことになった場合を想定して、条例や要綱の記載の指定の期間や、税額の減免について御検討をいただきたい。よろしく御審議をお願いしたい。

参考までに、樹林地の最新の写真を3枚プリントアウトしているので、委員の皆様にご覧いただきたい。お手数だが、こちらから、ご覧していただきたい。

以上で、説明を終了。

これからの議題に対する発言については以下の表記を用いる。

★ 審議会会長発言 ○ 審議会委員発言 ● 事務局職員発言

★ 事務局から、前回の第2回緑化審議会にて決定した内容の項目についての説明と、前回、第1回緑化審議会にて、議論された保存樹林地の公開に向けた借用交渉についての結果の説明があった。今回の審議会での審議項目としては、公開樹林地に指定された場合、それらの付随する条例一部改正(案)についてと、公開樹林地の借用交渉結果が決裂したとの報告が事務局から説明があったが、緑化審議会としての考え方や方向性について審議することよろしいか。

● そのとおりです。

★ 委員の皆さんの御意見はいかがか。

○ 地権者(A氏)について、市の職員時代に面識があるので見識について説明するが、非常に難しい方で交渉にはかなり苦勞をされたのでは。はたして、公開樹林地として交渉を続けることは、現状では厳しい方との交渉になると感じる。相続等で、世代が変わり、相続者(息子)の代にならないと、交渉は厳しいと思われるが、事務局の意見は。

● 交渉には、主査の高橋と叶野主任が出向きました。委員の意見と全く同感で、交渉の趣旨を説明することも、遮られ、

市への不満や市職員への不信感、市民への苦情等の話のみで全く借用交渉に至らなかった。

交渉の中で、地権者からの言葉として、当該樹林地についてのライフワークとして、維持管理をする楽しみを市が取り上げないでくれとの話があった。公開樹林として、市民が出入り出来ることを前提として、公園緑地等ボランティアやグリーンヘルパーが、維持管理を目的として活動出来るフィールドとして、事務局としては構想を持っていたが、地権者が、それを人に任せたくはないとの事であった。第1回目の交渉ではあったが、委員が発言されたように、相続等が発生した際の時期には、開発等でなくなる可能性は否定出来ないが、そのタイミングでの交渉になろうかと考えている。なので、当面は、現行の奨励金制度での樹林地の保存となるのかという感触がある。

○ 今回の審議会では、今後、公開樹林地として将来実現を想定して、公開樹林に指定された場合についての制度や条件を決めていけば良いのでないか。

★ 委員から意見があったが、他の委員についての意見は。

○ 異議なし

★ それでは、公開樹林になった場合を想定して、その制度についての条件（指定期間や減免）について、審議をしていきたい。事務局から、資料1-3と1-4について、提案があり、公開樹林をされた場合に係る、条例や施行規則の一部改正案が提案されている。委員の皆様、読み進めていただき、御意見をいただきたい。

また、近隣市の条例等の指定期間や減免についての条件等は、把握しているか。

● 今回の審議会資料にはなく、前回の審議会資料にて提示した内容では、昭島市、福生市、あきる野市が、公開樹林につ

いての条例規則等で定めております。指定期間については、概ね、10年間の指定期間が多数であり、樹林地に係る税金（固定資産税、都市計画税）については、90パーセント免除や80パーセント免除。また、年間1平方mにつき、税額合計に20円を加えた額に面積を乗じた額を減免している市もある。

- 市内には、都市公園の西大南樹林公園があるが、その契約関係はどうなっているのか。
- 契約については、地権者と市で10年間の無償契約を締結している。その土地に係る固定資産税や都市計画税の全額免除を行っている。その関係もあり、公開樹林地に指定をされる場合については、その借地に係る税額については、全額免除になるかと思う。
- 契約交渉の際には、地権者に対して、具体的な税額の減免についての提案はされたのか。
- 公開樹林地として、市に管理をまかせていただけののであれば、当該保存樹林地に係る固定資産税や都市計画税を免除をする考えは伝えたが、市や職員、また、市民を信用していないので、契約には応じない旨の対応であった。
- 市や職員、また市民に対して、かなりの不信感を地権者が抱いているようだが、何か過去にあったのか。
- 市や職員に対しての不信感については、契約の際の話しの詳細は控えさせていただくが、市民に対しての不満については、ゴミの不法投棄で処分費を4万円支払った過去や、犬の散歩の際の糞の不始末等があり、信用をしていない旨の話であった。交渉の際に感じたことだが、もし、仮に市に樹林地を借用させていただいたとしても、公開された事により市民が樹林地に立ち入ると、先ほど、話した内容で、市民とのトラブルが発生する懸念が非常にあるように感じる。

- 地権者は、公開樹林になったとしても、自分自身で維持管理をしたいと話しているのか。
- 自分のライフスタイルの樹林地を維持管理をしたいお話があり、市が取り上げないでほしいとの意思があり、市やボランティアやグリーンヘルパー等が維持管理すること、また、市民が立ち入ること自体に、嫌悪感があるようである。
- ★ では、今回の当該樹林地の市の借用については、現状での交渉は厳しい状況なので、事務局から提案されていた、今後、公開樹林地として市が借り受ける際の条件面（指定期間や税額の免除）について、決定したいと思うが、指定期間は、近隣市の状況から10年間の指定をして、税金面に関しては、都市公園（西大南樹林地公園）の税額全額免除を踏まえ、同じく全額免除をする考え方でよろしいと思うが、委員の皆様の意見はいかがか。
- 異議なし
- ★ また、借用契約については、現状では、厳しいとのことなので、相続等（世代替わり）の状況を踏まえて、来る時期に、交渉をするという考え方でよろしいと思うが、委員の意見はいかがか。
- 異議なし

議題2について

武蔵村山市グリーンヘルパー制度進捗状況について

(説明者 比留間主任)

事務局よりの資料説明は以下のとおり。

それでは、資料2の「グリーンヘルパー3級育成講座終了からの流れ」をご覧ください。

グリーンヘルパー3級育成講座が平成26年11月に終了し、

終了と同日にグリーンヘルパー3級登録についての説明、グリーンヘルパー2級育成講座の説明及び講座終了後アンケートを行う。ここまでは第2回緑化審議会の中の実績報告にて、ご説明したとおりである。

平成27年1月にグリーンヘルパー3級登録証及びバッチの配布を行った。2月にはグリーンヘルパー2級育成講座の受講者募集を行い、受講者決定通知及び日程表を送付した。

続いて、資料5をご覧ください。その前に、グリーンヘルパー3級登録証及びバッチをご覧ください。写真上は、左から1級2級3級のバッチになる。写真下は、登録証表面、裏面になっている。

続いて、資料3「グリーンヘルパー2級育成講座受講者応募状況」をご覧ください。園芸コースでは3級認定者12人中10人が2級受講者になり、樹木コースでは16人中4人が2級受講者になっている。樹木コースが少ないのではと思われる委員もいるかもしれないが、もともと樹木コースの7人は、当初園芸コースの受講者で、3級については両コースの講座を受講したいとの希望があり受講していたので、実質9人中4人が2級受講者になる。

次に「グリーンヘルパー育成講座受講者募集及び認定の流れ」をご覧ください。

平成26年6月に、3級受講者募集をして、22人が受講し、平成27年1月に3級認定者20人が誕生した。また平成27年2月に2級受講者募集をして、13人の受講者が決定している。

また園芸コースについては、1級認定者候補が1人います。平成28年1月に2級認定者誕生、平成28年2月に1級受講者募集と続き、平成29年1月に1級認定者が誕生し、平成29年度中には4人以上の1級認定者及び新たに3級募集をする予定である。平成34年には8人以上の1級グリーンヘルパーの誕生を目標に活動している。

続いて、資料4、平成27年度武蔵村山グリーンヘルパー2級育成講座」をご覧ください。2級育成講座の内容となっている。

樹木コースは、「フィールドリーダー養成講座」4日間、「植樹や樹木の手入れ及び枯れ枝処理講座」1日から2日間になっており、計2講座5日から6日間の講座になっている。

園芸コースは、「ガーデナー入門講座初級編」6日間、「ボランティアと協働で行う花壇づくり講座」2日間になり、計2講座8日間の講座になっている。内容及び詳細については、資料の記載のとおりとなっているので、ご確認をお願いします。

続いて、資料6をご覧ください。今後のスケジュールになる。平成27年4月に「ガーデナー入門講座初級編」（2級園芸コー

ス)、5月に「フィールドリーダー養成講座」(2級樹木コース)、7月に「第1回緑化審議会」、10月～12月に市主催の「植樹や樹木の手入れ及び枯れ枝処理講座」(2級樹木コース)及び「ボランティアと協働で行う花壇づくり講座」(2級園芸コ

ース)、11月に「第2回緑化審議会」、2月～3月に「第3回緑化審議会」となっている。

続いて、資料7をご覧ください。平成26年度グリーンヘルパー3級育成講座等のスナップ写真になる。中央にある写真、宮林会長の「みどりのまちづくり講演会」からスタートして、共通講座、専門講座と多々開催している。右下の写真が昨年11月に園芸コースの講座で植栽した三本榎史跡公園の4日前に撮った写真になっている。以上がグリーンヘルパー制度の進捗状況等である。

以上で、説明を終了。

これからの議題に対する発言については以下の表記を用いる。

★審議会会長発言 ● 審議会委員発言 ○ 事務局職員発言

- ★ 事務局より、武蔵村山市グリーンヘルパー制度進捗状況について説明があった。委員の御意見、質問はあるか。
- 武蔵村山市グリーンヘルパー登録証の現物を見させていただいたが、登録証の認定者の生年月日が、和暦ではなく、西暦になっていて、発行日は、和暦である。統一はしなかったのか。もう、すでに、受講者には発行済とのことであったが。
- 御指摘のとおりであります。今後は、和暦での統一を図りたいと考えます。
- ★ 登録証の裏面に今後の提案として、受講科目が終わると、判が押される形式の登録証だと、受講者のモチベーションがあがるのではないかと感じる。

また、今回の制度がうまく活用されていくと、全国の自治体の先駆けとして、広く住民参加のみどりの保全活動に広がりを見せ、すばらしいものになっていくのではないかと感じる。

- グリーンヘルパーの今後の活動計画についての構想はどうか。
- 武蔵村山市グリーンヘルパー1級登録者のみではあるが、市民等からの要望、事業者からのみどりに関する相談等、また、市役所からは、今後のグリーンヘルパーとの関わりとしては、青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区の指定で、開発行為を行う際は、敷地内の緑化（敷地内や道路に面する部分の緑化）垣根、柵を丘陵地の街並みとの調和について、都市計画課へ建設等の際に市の届出が必要となっている。その際に、みどりに関する相談や要望を、市が仲介の立場になり、グリーンヘルパーを紹介し、みどりに関する相談等の活動の場を提供していればと考えている。また、例えば、公園等に花壇造る、また、樹木を植栽する際には、今までは、市が主体となり、ボランティアと協働で行っていたが、今後は、グリーンヘルパーに主体性を持たせ、ボランティアの方との協働で、活動の場を広げていければとも考えている。
- ★ 関連の話ではあるが、武蔵村山市では、教育委員会では、E S Pとか環境教育側面で、ゆとりの時間とかは、行っているのか。

《E S Pの解説》

「ESP事業」とは、グリーンユティリティが提唱する我が国初のビジネスモデルで、限りあるエネルギー資源と、美しい自然環境を次世代に継承するための総合的省エネルギー手法を提案し、「共生」を目指すものです。「ESP事業」は、常に環境改善の目線に立ち、最新の技術情報と卓越したノウハウ、斬新なアイデアをもとに、対象となる事業所の現状を調査・分析し、ESPの【4つのE】 Ecology（環境への取り組み）Energy（資源の有効活用）Epoch（次世代への継承）Economy（経済性）を精査し、【3つのS】 Solution（問題解決策）Safety（安全確保）

Social（社会性）などの課題解決に向けて、【3つのP】 Produce（創造・創作）し Partner（協力者）となり Provider（提案者）として最良の省エネルギー手法を提案するのが使命である。「ESP事業」の基本姿勢は、あくまでも”削ったり、減らしたり”するのが目的ではなく、“現状を省みて、最良の手当てを講じる事を意味する。

● 詳しくは、把握はしていないが教育委員会では、土曜日の時間帯に、高齢者の方々と、狭山丘陵を使った土曜日チャレンジ教室というものをやっているようである。

★ 学校の周りの花壇で、グリーンヘルパーと学校との協働でやっていくのも良いのでは。

● 後ほど、その他として、資料を提示してご説明しますが、学校（小・中学校）と、協働事業として、市内小学校の花育の年間管理をされていて、また、中学校で1日講座講師を行ったり、花壇アドバイザーをされている方が居ます。すでに、学校にて活動をされている。その方を今年度の末に、1級グリーンヘルパー（園芸コース）に推薦したいと思いますので、資料を確認頂きたい。

● すでに、先ほど会長より提案があった学校でのグリーンヘルパーとの関わりについてだが、こちらの推薦書に記載のとおりであるが、この方を事務局として、1級グリーンヘルパーとして推薦したいと思う。緑化審議会にて、こちらの方について、審査をしていただき、御承認をいただければ、市長にこの方を推薦し、決裁をいただく予定である。

この方、また、この方の団体（グラシオspartner）が、子供の情操教育として植物を慈しむ心の教育として、花育を教え、事業として活動をしています。詳細は、資格、職歴、活動実績をご覧ください。

★ 資格や活動実績については、十分な方ですね。

★ これから、このような方のような推薦があるケースに対応して

講師に成るべく、資格等の基準を作成するのも、判断材料として良いのでは。また、快々にしてあるのが、資格を有しているが、生態系に配慮がない方を見受けられたりするので、そのあたりも勉強をしていただきたいと考える。

- このような活動のお手伝いやこのような企画があった際に、今回、育成をしているグリーンヘルパーが、主体となり、活動を広

げていければと、考えております。

- ★ 今の子供達に、生きる術として、活動を通じて、例えば、紐の結び方を覚えさせることも出来る。今は、出来ない子がほとんどである。道具の使い方とか生きる知恵を習得出来る機会にもなる。

- ★ 先ほど、E S Pの話をしたが、昨年世界大会があり、国際ユニセフで元首相の小泉氏が日本から発信をしました。子供達に向けた持続的な教育が必要である。

- ★ 推薦書の方について、他の委員の御意見は。

- 活動の実績については、十分であり、グリーンアドバイザーの認定証（公益社団法人 日本家庭園芸普及協会）を取得しているし、また、日本ハンキングバスケット協会にも登録している技術を持っている方なので、よろしいのではないかと。

- この方について、参考までにですが、グリーンヘルパー2級の園芸コースにて、ボランティアと協働で行う園芸講座がありますが、この方を講師として招き、講座を開催したいと考えている。

また、併せて、来年度の平成27年度には、環境課と公園緑地グループとで、市民提案の市民協働事業に、この方とこの方の団体（グラシオスパートナー）が、市民協働事業にエントリーをしている。市役所とこの団体が協働で、市役所2階西側緑地帯エリアにて、花壇を設置する計画を予定しています。設置に当たり、ハード面に関しては、公園緑地グループで、ソフト面に関して

は、団体（グラシオspartner）と市民（子供達等）での協働作業になると思う。グリーンヘルパーとは、別の新しい事業となります。

- ★ それは、大変良い事だと思います。
- ★ では、緑化審議会として、この方をグリーンヘルパー1級に、推薦ということで、委員の皆様の同意ということで、よろしいか
- 異議なし。
- 緑化審議会委員よりの推薦同意をいただきましたので、市長決裁をして、1級グリーンヘルパーとして認定をしたいと思う。
- その他の質問だが、議題1の保存樹林等奨励金制度についてだが、保存樹林地の公開に際しての条例施行規則等の一部改正の際は、公開樹林地に指定をされた場合には、保存樹林等奨励金の支給の要件には、該当をしない旨を記載したほうが良いと思う。
- 今回、資料として、提示をした条例等改正(案)は、まだまだ、これから議論をして、きちんとした形で、緑化審議会にお示しをしていきたいと考える。条例、条例施行規則、奨励金交付要綱等の改正には、条例は議会の承認も必要であり、相当な時間を要することとなる。また、公開樹林等の件や、一部項目を追加する件についても、改正する良い機会と捉え、作成をして行ければと考えている。
- ★ 議題2のグリーンヘルパー制度進捗状況については、非常にうまく進行していると感じる。市内だけでなく、全国に発信をしていただきたい。学会に発表するのも良いと思う。
- ★ ほかになければ、これで、第3回緑化審議会の議題を終了します。今回の第3回の審議会を持って、緑化審議会委員の委嘱期間の2年間で満了しますので、各委員より、2年間の委員としての、総括と市に対しての要望事項等を発言していただきたい。

	<p style="text-align: center;">各委員が、総括及び要望等、挨拶を行う。</p> <p>吉田 委員 布田委員 山下委員 高橋委員 田中委員 宮林会長 の順。</p> <p>● これで、平成26年度第3回緑化審議会を閉会したいと思います。委員の皆様、御苦労さまでした。平成27年度には、武蔵村山市緑化審議会委員の委員改選がございます。委員の皆様には、委員委嘱にあたり、お願いをすることもあろうかと存じますが、その際には、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>2年間、武蔵村山市緑化審議会委員、大変御苦労さまでした。</p> <p style="text-align: center;">散 会</p>
<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開 傍聴者： <u>0</u> 人</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由 []</p>
<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示 (根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非開示 (根拠法令等：)</p>
<p>庶務担当課</p>	<p>都市整備 部 道路公園 課 (内線：262)</p>

(日本工業規格A列4番)